

平安時代の后位

春名 宏昭

はじめに

律令国家において、一般には天皇が官僚機構とともに国家運営の主体となり、その時天皇に付与された権能もしくは権力を天皇大権と称している。律令国家はまた、新天皇に譲位した前天皇を太上天皇とし、譲位前とまったく同じ天皇大権を保証した⁽¹⁾。さらに律令国家は、太上天皇も天皇も天皇大権を行使できない非常の場合を想定し、天皇の祖母(=太皇太后・太皇太妃もしくは太皇太夫人)・生母(=皇太后・皇太妃もしくは皇太夫人)あるいは嫡妻(=皇后)に太上天皇や天皇に代わって天皇大権を行使させることとした。即ち、この七員を筆者は令制中宮と総称した⁽²⁾。

阿閉皇女は文武天皇の母として皇太妃となり、文武天皇が没すると称制して天皇大権を行使し、文武天皇の生前の懇請を受け入れたというかたちを取って正式に即位した。元明天皇である。元明天皇が即位

できたのは自身が皇女であったからであり、令制中宮なら誰でも即位できるわけではなかった。

藤原氏出身の光明皇后は、孝謙天皇の即位と同時に称制を開始した。その立后に際しては即位の可能性をも視野に入れていたと説かれることがある⁽³⁾けれども、武周革命のごとく既存の秩序を破壊するのならばともかく、律令国家が想定した秩序の中ではそれは不可能であり、藤原氏や光明皇后もそのようなことは考えもしなかったものと思う。

また、光明皇太后の称制の場合、淳仁天皇の即位後帰政しているところからすれば、孝謙天皇が女帝であったことが称制開始の正当性を付与したものと思われるが、しかし一方では、聖武太上天皇は健在であったから、称制が必要不可欠な状況にあったとは言えない。孝謙朝における聖武太上天皇は国政から一步退いた立場を取ったが、在位するだけで国政の安定は確保されたのであり、そうした状況下に、光明皇太后の称制は政治形態の選択肢の一つとして認められたということであろう。

これら二つの事例が律令国家の発展にとってプラスであったのか、マイナスであったのかという評価はさておき、律令国家から付与された権能が十全に行使されたことは間違いない。ところが、こうした奈良時代の状況に対して、平安時代に入ると三后もしくは皇太夫人は在位するものの、自らの権能を行使する者は現れなくなる。たしかに、藤原詮子や藤原彰子は当時の政界に大きな存在感を示したが、彼女たちでさえ皇太后もしくは太皇太后としての権能を（称制と言えりほど明確なかたちで）行使したことはなかった。

このような状況に連動して、一后一職司制と通称される慣習が定着した。即ち、当初は三后もしくは皇太夫人、一条朝以降は四后（太皇太后・皇太后・皇后と中宮）にそれぞれ中宮職が付置され、新たに立后が行われた際には既存の后が自動的に転上していくことが慣例化したのであり、このような状況は一般的には、后位の本来の意義が喪失し、単なる名譽的地位として名目化したと考えられている。

また、后位と類似した性格を有する存在として女院があるが、女院は后位のごとき権能は本来的に問題とはされず、ただ礼遇面で太上天皇もしくは后位に准ずる扱ひをするものと考えられている。後には准母皇后や后位を経ず准三宮から直ちに院号宣下を受ける例もあらわれたが、『魚魯愚抄』に

雖^三国母、依^二院号并后位次第一^レ列之。郁芳門院者准母儀也。仍内親王之時者、不^レ謂^二次第^一列^二他内親王上^一、而立后之後者、列^二后位之次第^一也。

とあるのを見ると、女院はあくまでも后位の一つ（ただし定員なし）であったことが理解される。つまり女院は、これを見る限り、一后一職司制により四人に定員が固定された后位と同等もしくはそれに勝る

処遇を特定のキサキや内親王に与えるために整備されていったものという感を強くするのは無理からぬことである。

しかし、本当に后位には何の意義もなくなってしまったのであろうか。女御・更衣という新しい職位が案出され、一天皇二皇后並立の事例が開かれ、女院制が創始され、准母皇后という特殊な制度も整備された。言い換えれば、平安時代において后位は発展し進化してきたのである。従って、この事実を考える限り、平安時代においても后位はなお何らかの存在意義を持って機能していたと考えられる。

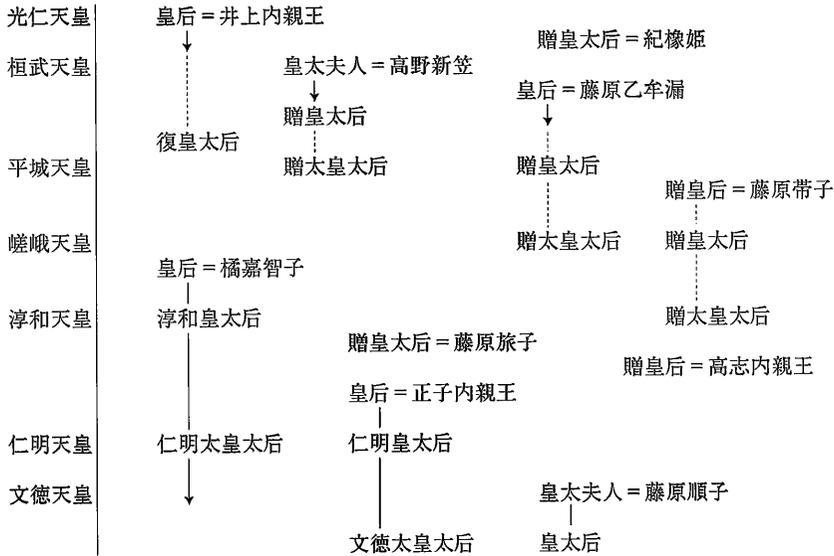
以下では、こうした后位の存在意義を検証していきたいと思う。

一 贈皇后高志内親王

高志内親王は桓武天皇の皇女で、母は皇后藤原乙牟漏であり、平城・嵯峨両天皇の同母の妹である。高志内親王は異母兄の相伴親王（後の淳和天皇）の妃となったが、大同四年（八〇九）に二一歳の若さで没し、夫帝即位後皇后を追贈されている。贈后には、高志内親王のように亡妃などが皇后を追贈される場合の他、妃・夫人や女御のまま死んだ天皇生母が子帝即位後に皇太后を追贈される場合、あるいは既に死去している皇后・皇太后を皇太后・太皇太后に追尊する場合などがある。

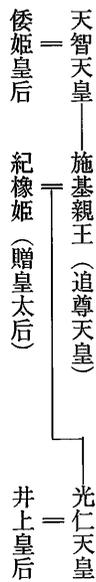
こうした贈后は、本人が実際に在位しないためもあって、名譽的な優遇措置などと考えられて、その意味が軽視されてきた感がある。しかしながら、光仁・桓武・平城・嵯峨・淳和の五朝・三代は贈后が特徴的に現れており（第1回参照）、その意味も存命の三后に勝るとも劣らぬほどであったものと考えられる。なかでも、淳和朝の贈皇后

第1図 三后の変遷（光仁朝～文徳朝）



高志内親王の存在意義は大きかった。そこで以下では、まず前史たる光仁朝から嵯峨朝までの贈后の事例を検討した上で、淳和朝における高志内親王の存在意義を検討したい。

光仁天皇は即位すると父施基親王を天皇と追尊したが、これにより、形式上は〈天智―施基―光仁〉という直系の皇位継承が認定されたことになる。つまり、この裏返しとして、天武系皇統を傍系皇統と定義づける意識が暗に存在する。この追尊と同時に井上内親王が皇后に冊立されており、さらにその一年後には母紀椽姫に皇太后を追贈したが、この一連の行為には新天皇家の確立を宣言する意図が看取できる。即ち、次のような天皇・皇后の世系が構築されたのである。



紀椽姫への追贈が遅れた理由は、この時点で贈皇太后の存在意義があまり明確に意識されていなかったためと考えられる。もちろん、紀椽姫への后位の授与に抵抗があったことも考えられるが、そうであれば一旦皇太夫人を追贈してもよかつたはずである。また、紀椽姫は次の桓武朝で太皇太后に転上することはなかった。桓武天皇の生母高野新笠が即位宣命の中で皇太夫人と称すると宣言されているのは、際立った違いが見て取れよう。まして、桓武天皇即位時すでに井上内親王は廃されており、天皇家は光仁太上天皇・皇太夫人高野新笠・桓武天皇という極めて小さな規模でしかなかったのである。

つまり、桓武天皇にとっては、正当な後継者として光仁天皇から皇位を譲られた事実があれば自らの地位の正統化はできた。桓武天皇が天智天皇を意識したのは事実であろうが、天武系皇統を傍系に追い

らねばならなかった光仁天皇とは切迫度がまったく異なる。それよりも桓武天皇にとって重要なのは母高野新笠の処遇であった。

その高野新笠は延暦八年（七八九）に没するが、恐らく葬礼の間に皇太后と追尊されたものと考えられる。なぜ生前に皇太后に冊立しなかったのか、またなぜ追贈というかたちを取ってまで皇太后に冊立する必要があったのであろうか。考えられることは、帰化人系の高野新笠が皇太后になるのは人々の反発が強く——そのことは桓武天皇自身の権威に直結する——、追贈ではそれが若干緩和されたことにより、桓武天皇が本来的に意図した

光仁天皇
└── 桓武天皇
 └── 皇后藤原乙牟漏
 └── 高野新笠（贈皇太后）

という世系がやつと構築できたということであろう。

また、この世系との関連で興味深いのは、延暦十九年（八〇〇）に皇太子を廃された故早良親王が崇道天皇と追尊されたのと同時に、故井上内親王が皇后に復されている事実である。さらに、『日本後紀』大同元年（八〇六）四月己未条に「吉野皇太后」とあることからすれば、皇后に復された後さらに皇太后を追贈されたものと考えられる。

ただ、この「吉野皇太后」を井上内親王と同定するには若干の問題があるため、本論からは少しそれることになるが、ここで確認しておきたいと思う。「吉野皇太后」の名については、井上内親王の山陵のある宇智野は吉野のいわば玄関口に当たり、これに基づく称と考えるのが妥当であろう。しかし、その一方で、『東大寺要録』卷十の酒人内親王事に「母贈吉野皇后也」とあって、『本朝皇胤紹運録』の酒人内親王に「母同桓武」とあるのによれば、「贈吉野皇后」とは高野

新笠ということになるのである。

しかしながら、その『本朝皇胤紹運録』の能登内親王には「母井上内親王」とあるにもかかわらず、『続日本紀』延暦八年（七八九）十二月丙申条の高野新笠の崩伝には桓武天皇・早良親王・能登内親王を生んだとある。つまり、『本朝皇胤紹運録』は酒人内親王と能登内親王の母を取り違えたものと思われ、そうであれば酒人内親王の母である「贈吉野皇后」とは井上内親王ということになるのである。

話を本論にもどすと、つまるところ、桓武朝の末期には二人の皇太后が存在した。二人とも贈皇太后¹¹故人であるが、天皇の母が二人設定されている状況は尋常ではない。もちろん、贈皇太后であったからこそ実質的な問題は起こらなかったとも言えるが、後述する贈后の事例を見る限り、贈后の存在意義の大きさは無視できない。

紀椽姫の場合、施基追尊天皇の正妻であり、なおかつ光仁天皇の母后としての贈皇太后であった。それに対して、高野新笠は光仁天皇の正妻かつ桓武天皇の母后としての地位を一旦与えられたものの、後に井上内親王が光仁天皇の正妻としての地位を奪回した¹²ということである。そして、井上内親王の贈皇太后が意味するのは、先代天皇の嫡妻たる皇后という皇位継承関係に規定された地位であったと考えられるよう。

平城天皇が即位した直後の『日本後紀』大同元年（八〇六）五月壬午条には

追尊皇太后為太皇太后、皇后為皇太后。

とある。この「太皇太后」には井上内親王と高野新笠が考えられるが、延喜諸陵寮式の大枝陵に「太皇太后高野氏」とあることより高野新笠と確定できる。つまり、桓武朝での両皇太后並立の状況を是正すべく、

高野新笠を太皇太后に転上させたものと考えられる。

一方、皇后の藤原乙牟漏が皇太后と追尊された意味はどのように理解すればよいのであろうか。平城天皇の即位後間もなく伊予親王の変が起こったごとく、即位したとはいえ平城天皇の地位は安泰とはいえない状況にあった。出自的にも、伊予親王は藤原吉子、大伴親王は藤原旅子を母としていたから、平城天皇と遜色はなかった。その意味からすれば、藤原乙牟漏の贈皇太后は、平城天皇が桓武天皇の嫡長子であることを再確認させるための存在であったものと考ええるべきであろう。

平城天皇はさらに、皇太子時代の妃であった故藤原帯子に皇后を追贈した。藤原帯子に皇子女はなく、所生の親王が立太子する前提作業ということでもない。平城天皇は、神野親王（後の嵯峨天皇）を皇太子としたが、それと同時に自らの皇統の断絶を意図したのではあるまいか。

平城天皇が皇后を立てなければ、高岳親王（母は伊勢継子。同母弟に巨勢親王がいる）や阿保親王（母は葛井藤子）が平城天皇の皇統を継ぐ正嫡に准ずる存在と見做され、皇太子に立てられることは十分考えられる。そこで、平城天皇は嵯峨天皇に将来にわたる皇統を委ねるため、藤原帯子を贈皇后とすることにより高岳親王や阿保親王を非皇后所生子とし、両親王の即位の可能性をあらかじめ摘み取ったのである。しかし、嵯峨天皇は高岳親王を皇太子に立て、皇統を再び平城天皇に返す意思を表明したものと考えられる⁽⁹⁾。即ち、後の嵯峨天皇と淳和天皇との関係がもうすでに実現しているのである。

そうした観点から考えれば、嵯峨天皇が実母の藤原乙牟漏を贈太皇太后に、実際に皇后として機能しなかった藤原帯子を贈皇太后に転上

させた意図も理解できる。即ち、嵯峨天皇は



という皇位継承上の系譜関係を構築しようとしたのであろう。生母である藤原乙牟漏を贈太皇太后とすることによって、桓武天皇が自らの先々代の天皇であることを明確にした。藤原帯子の贈皇太后も井上内親王の事例と同じで、先代天皇の皇后を意味する地位と考えることができよう。

さて、嵯峨天皇から皇位を譲られた淳和天皇は、



という皇位継承上の系譜関係を構築した上で、生母である藤原旅子に皇太后を、さらに高志内親王に皇后を追贈する。藤原旅子の贈皇太后は、名譽付与の意味合いのみと考えられがちであるが、次の仁明朝で一步間違えれば藤原旅子と高志内親王が転上し、



という系譜関係が成立していた可能性があるのである。高志内親王は、延暦廿四年（八〇五）に一七歳で恒世親王を生んだから、恐らく、この前年あたりに大伴親王（後の淳和天皇）と結婚したものと考えられ

る。父桓武天皇の庇護下における皇后所生皇女の婚姻であり、正妻であることは自明であつたろう。

その後、葉子の變など一連の政治的混乱の結果、大伴親王が皇太弟となり、やがて嵯峨天皇の禪讓を受けて即位する。即位した淳和天皇は、皇太子に嵯峨天皇の皇子である正良親王（後の仁明天皇）を立てたが、それに先だつて、恒世親王を皇太子に指名し、恒世親王はこれを固辞している。もちろん、淳和天皇は最初から正良親王を立てるつもりであつたと思われるが、この手続により恒世親王は淳和天皇の正統な皇位継承者となり、正良親王が即位したあかつきには皇太子に立てられる十分な資格を得たものと考えられる。

注目すべきは、淳和天皇の即位とほぼ同時に正子内親王（嵯峨天皇の皇女、母は皇后橘嘉智子）が入内し、天長二年（八二五）には恒貞親王が生まれていることである。恒世親王が同三年（八二六）に二歳で早逝すると、それを待っていたかのように、翌年には正子内親王が皇后に冊立されている。

正子内親王の入内は、嵯峨太上天皇と淳和天皇のより一層の緊密関係を築くためのものであり、その意味からすれば、正子内親王が正妻であることは自明であつた。ただし、淳和天皇には恒世親王という正嫡の皇子がすでにあつたため、もし後に正子内親王に皇子が誕生しても恒世親王の正嫡の地位は揺るがないことを保証する意味で、恒世親王の母である高志内親王を皇后に冊立したものと考えられる。

梅村恵子氏は、平安時代の皇后を分析する中で、「村上朝までは、皇位継承者の母であることが立后の条件になつていたのは確かだ」、「次代の天皇の母であることが皇后の、現天皇の母であることが皇太后の条件になる」と結論しているが、高志内親王はこの要件にもつと

も適合する皇后であつたと言える。

極端な言い方をすれば、淳和天皇は自らの皇統に嵯峨天皇の血脈が混入することを最初から拒否していたのである。従来、嵯峨天皇と淳和天皇は極めて融和的な関係を保つていたと理解されており、また実際、『西宮記』巻十五勅書事には「弘仁上皇（＝嵯峨太上天皇）以高志内親王追為皇后、有勅書。又今上（＝淳和天皇）以宣命被申山陵（柏原天皇）」とあり、贈后に際して両者の間に対立が生じる状況にはなかつたが、それぞれの皇統の存続・性格付けに関しては、極めて緊迫した状況にあつたと考えらるべきであろう。従つて、淳和天皇が即位した時点で高志内親王自身はすでに没しているものの、存在意義の極めて大きな贈皇后であつたと言える。

歴史にもしくはないものの、嵯峨太上天皇が早く没し、淳和天皇の主導の下に仁明天皇への讓位が行われていたとすれば、橘嘉智子（先帝皇后）と藤原旅子（現帝母后）という二人の皇太后の優劣はどちらに転んでもおかしくない。もし先に掲げた系譜関係のような状況が成立していたとすれば、淳和天皇家に仁明天皇のみが取り込まれた状況とも言える。仁明天皇が実際にもなぜ藤原順子を立后しなかつたのかは詳らかでないが、右の状況では立后はさらに難しい状況になつていただろう。とすれば、恒世親王の即位後に仁明天皇の皇統が存続できたかどうかすら疑わしくなつてこよう。

正良親王の立太子の前に恒世親王を皇太子に指名したことに注目すれば、同じ兄弟間の皇位継承でも嵯峨天皇の即位時と淳和天皇の即位時とは、微妙に状況が異なつていたものと思われる。その意味で、藤原旅子と高志内親王への贈后は時限爆弾的な性格を有する行為であつたと言えるのである。

嵯峨天皇家と淳和天皇家とは、恒世親王が淳和天皇の後継者となることよって、当初から分裂する道を選択した。しかし、恒世親王が早世したため、正子内親王が皇后に冊立され所生の恒貞親王が新たな淳和天皇の後継者となったのである。これにより両家は融合したかに見えたが、仁明天皇に淳和天皇の皇女が配されなかったことは、嵯峨天皇家も自らの皇統に淳和天皇の血脈が混入することを望まなかったことを示している。

ただ、天皇家が本来自らの血脈の流出を嫌い、内親王・女王の婚姻の範囲を狭めた（継嗣令4王娶親王条）ことからすれば、淳和天皇家が自らの血脈の嵯峨天皇家への流出を嫌ったと考えることもでき、そうであればまったく逆の評価になる。即ち、嵯峨天皇は正子内親王の入内により両家の融合に力を尽くしたが、淳和天皇はそれをあくまでも拒み、その結果ついに淳和天皇の皇統はその存続を否定された（承和の変）と理解できる。

これ以前には、光仁天皇に井上内親王が配されたのをはじめ、桓武天皇には前出の酒人内親王、平城天皇にはその酒人内親王所生の朝原内親王と甘南美内親王⁽¹²⁾（母は藤原東子）、嵯峨天皇には高津内親王（母は坂上全子）、淳和天皇には高志内親王、さらに正子内親王が配された。もちろん、内親王が妃としているにもかかわらず、藤原乙牟漏・藤原帯子・橘嘉智子が皇后に冊立（追尊）されているから、彼女たちが正妻として配されたとは言えないが、天皇家内での近親婚が意図的に繰り返されていることは明らかであろう。

彼女たちが立后されなかった最大の理由は、次代の天皇となる親王を生まなかったことにあるのではなからうか。⁽¹³⁾ 実際、恒世親王を生んだ高志内親王や、恒貞親王を生んだ正子内親王は皇后になっている。

また逆に、業良親王を生んだ高津内親王が後に廃されているのは、高津内親王がいては橘嘉智子の立后が無理だったからではないかと考えられる。

つまり、天皇家内での近親婚が意図的に繰り返された一方、内親王を皇后に冊立しないという逆の心理も働いた中で、両皇統を統一するかたちで正子内親王が皇后に冊立され、さらに正子内親王が生んだ恒貞親王が皇太子に立てられるという理想的な状況が出現した。しかしながら、恒貞親王が即位すれば、次の皇太子を立てる時点で再び両皇統は分裂の道に進まざるをえなかったのである。

天皇の交替は廟堂構成に直接影響を与えた。嵯峨太上天皇の地位を尊重する意識がいくら大きくとも、淳和天皇が実際の政治の場において自前のスタッフで政治を行いたいと思うのは当然のことである。しかし、その結果、嵯峨朝からの高官たちは小姑的な存在となり、また彼らにしてみれば能力を十分に発揮する場を与えられない不満を抱くことになって、必然的に、官人たちが嵯峨天皇派と淳和天皇派に分裂することになる。

嵯峨朝の廟堂筆頭の右大臣の子息である藤原良房でさえ、仁明天皇の即位後から昇進を始めたことを考えれば、恒貞親王の即位が両派に与える影響の大きさが推し量れよう。つまり、正子内親王や恒貞親王の意向には関係なく、淳和天皇派の官人たちは仁明天皇に対して独立色の強い政治を指向し、一日も早い恒貞親王の即位を待望するようになる。一方、嵯峨天皇派は仁明天皇派にしてもこうした空気を感ぜないはずはなく、自分たちが行ってきた政治が恒貞親王の即位により水泡に帰すのは我慢のならないことだったと想像される。

もちろん、天皇の交替によって政策が劇的に変更されるというよう

な状況は考えがたく、また当時の官人たちもそこまで考えていないだろうが、天皇の交替によって政権の直接の担い手ではなくなることが我慢できなかったのである。

承和の変は、こうした歴史の必然から起こった事件であったと言える。陰謀とか権力抗争などと言えば非常に底の浅い事件に聞こえるが、その根源は、淳和天皇が嵯峨天皇とは異なった独自の政治を行い、またそれを次代にも継承しようと意図し、それために自らの後継者に嵯峨天皇家の血脈とは無縁の恒世親王を指名したことにあった。藤原旅子と高志内親王への贈后は、その意味で、嵯峨系皇統からの淳和系皇統の独立を保証する機能を有していたと評価できるのである。

仁明朝以後、贈后は突然に姿を消す。仁明・文徳・清和・陽成の四朝・四世代はまったくなく、光孝朝以後再び見られるようになるが、光仁く淳和朝のように集中的に現れることはなくなる。また、女御制は桓武朝ないし嵯峨朝の過渡期を経て仁明朝に確立したと考えられており、その一方で、仁明朝以後は皇后が冊立されなくなり、天皇生母は子帝の即位とともにいったん皇太夫人を経て皇太后に転上するのが例となる。皇太夫人の前例が藤原宮子と高野新笠の二人のみであることを考えれば、皇太夫人は藤原順子に相応しい地位としてすぐに思いつく地位・称号ではない。

更衣から女御への昇格がほとんど見られないことを考慮すれば、女御制は、令制の妃・夫人・嬪を女御に統一し、それ以下を更衣として把握したものと考えられる。その意義は、一つには定員の解除であったろう。称徳天皇没後の後継候補を選ぶ際、文室浄三が子の多いことを批難されたごとく、奈良時代には意図的に親王の数が制限され、妃・夫人・嬪は定員さえ満たさず、その結果皇統が断絶することとなっ

た。それに対して、桓武天皇や嵯峨天皇は多くのキサキを納れて多くの皇子をもうけた。つまり、両天皇は天皇家のあり方そのものを変革しようとし、女御制の導入はその一環であったと理解できよう。

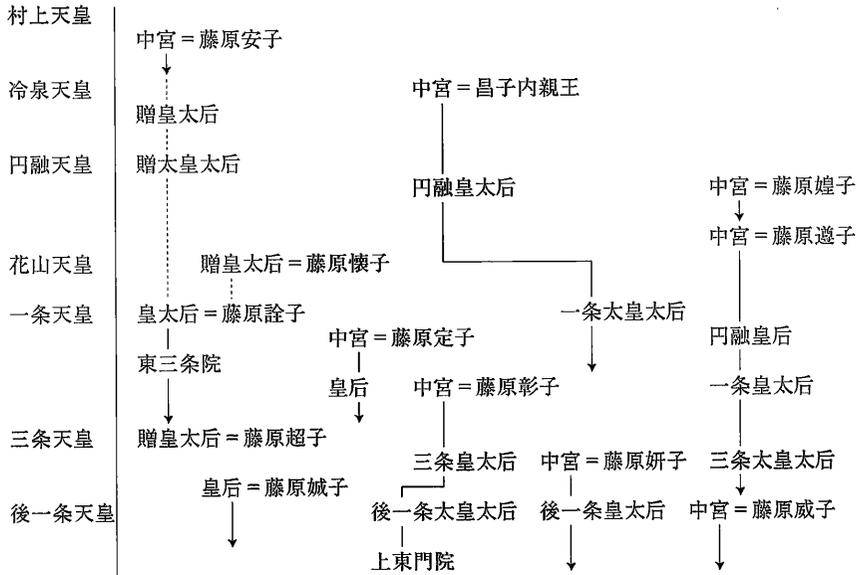
さらに、女御制のいま一つの側面としては、内親王と女王・臣女との差異よりも、貴族層全体の中での身分差・階級差を絶対視した制度であったと考えられる。しかし、そうだとすれば、臣女の女御の立后は受入れやすくなるはずであるのに、なお皇太夫人という段階を経る必要を感じられたことは、皇后（もしくは三后）の有する存在意義の大きさを実に物語るものであろう。¹⁵⁾

皇后もしくは皇太后の冊立にこのように細心の注意が払われた結果、仁明く陽成朝には皇位継承をめぐる争いがなかった。たしかに、文徳天皇が第一皇子である惟喬親王を皇位に即けたいと願ったことはあるが、逆に、そうしたことがあっても前代のごとき政変が起こらなかったことに注目すべきであろう。これを見る限り、皇后あるいはそれを含めた三后の存在は皇位継承に深く関わるものであり、贈后は皇位継承関係をさらに複雑にするものであったと結論できよう。

二 花山天皇と皇位継承

右の結論を受けて本節では、花山天皇による実母藤原懷子への贈皇太后を取り上げたい。花山天皇は、周知のごとく、自らの外孫である一条天皇の一日も早い即位を願う藤原兼家の謀略にのって出家し、結果的に皇位を棄ててしまった事件が有名であり、藤原兼家の強引なやり方が喧伝されているが、実は、花山天皇の即位後には皇統の形状をめぐって注目すべき改変が行われた形跡が認められる。以下では、そ

第2図 三后の変遷 (村上朝～後一条朝)



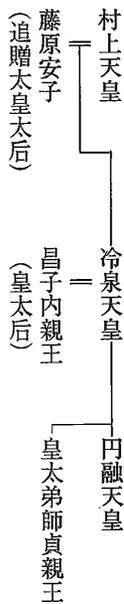
の意義を検証したい。

花山天皇は冷泉天皇の長子で、冷泉天皇から円融天皇に譲位が行われたのにもない皇太子に冊立されている。注目すべきは『日本紀略』安和二年(九六九)八月十三日条の次の記述である。

天皇讓位於皇太子。(中略) 又立弟師貞親王為皇太子。

ここでは円融天皇は冷泉天皇の子、花山天皇(師貞親王)は円融天皇の弟と表現されているのである。円融天皇は立太子記事でも即位前記でも「皇太弟」と記されており、右の記事だけが孤立しており、師貞親王に冠された「弟」は衍字と考えた方がよいように思えるかもしれない。

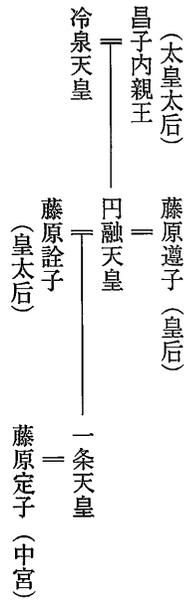
しかし、円融天皇は即位直後に実母である贈皇太后藤原安子を太皇太后に転上させており、このことは円融天皇が次のような皇統を構想したことを意味している。



実際の血縁関係とは別次元に皇統を構築するのは、仁明天皇が実母橘嘉智子を太皇太后、叔父淳和天皇の皇后であった実妹正子内親王を皇太后に尊為した前例があり、円融天皇もそれに倣ったものと思われる。ただ、仁明天皇は皇太子恒貞親王(淳和天皇皇子)を恐らく子として遇したと考えられるのに対して、円融天皇が師貞親王を弟として遇した点は注目にあたいる。

見方によっては、円融天皇は兄冷泉天皇の皇統を存続させるため、自らは一代のみの天皇で終わり、自らの子孫には皇位を伝えない意思

すると、実母である藤原詮子が皇太后に尊為され、同時に昌子内親王が太皇太后に転上した。その後、藤原定子が皇后に冊立された際に藤原遵子の中宮職は皇后宮職と名称を変更している。即ち、初めての二后並立である。これ以後、立后のたびに三后（の中宮職の名称）がほぼ機械的に転上していく方式が定着するが、一条朝の当初において藤原遵子が皇后のままであったことは大いに意味のあることであった。一条朝の皇統は次のようであった。



円融天皇が冷泉天皇の子として即位した意思を尊重し、〈冷泉—円融—一条〉という皇統を正統と認める一方、円融天皇の皇后であった藤原遵子は一条天皇と何ら関係を持たないことを明示しているのである。つまり、三後の配置は現天皇家がどのような皇統を想定し、将来どのような皇位継承を予定しているかを示す極めて重要な手続きだったと言える。このことからすれば、光明皇后（および橘嘉智子）以後、三后としての機能を行使して政治的に重要な役割を果たした者はおらず、その政治的機能は極端に縮小したものの、三後の存在意義は平安時代になっても依然として大きかったことが理解されよう。

従って、花山朝で皇后が冊立されれば、二后並立の出現が早まり、藤原遵子の中宮職が皇后宮職と名称を変更したかもしれないが、花山天皇と関係を持たない昌子内親王と藤原遵子が（花山天皇との関係に

基づいて）転上することはなかったものと考えられる。

つまり、花山天皇は円融太上天皇と皇太子懐仁親王をあくまでも傍系に押し込めようとしたのであり、花山天皇の在位が長期に及び、円融太上天皇が没する⁽¹⁶⁾ようなことがあれば、後楯を失った懐仁親王の即位はまったく保証されないものとなり、最悪の場合には恒貞親王のごとく政変に巻き込まれて廢太子されることも十分考えられた。

従って、円融太上天皇は自らが健在な間に懐仁親王の即位を実現しなければならなかったが、その時、頼りになるのは（懐仁親王の外祖父として利害を共有する）右大臣藤原兼家だけであった。花山天皇と外戚関係を持たなかった関白の藤原頼忠は、藤原義懐（花山天皇の外叔父）に対する反発はあったかもしれないが、皇位継承に関しては基本的に中立の立場にあった。また左大臣源雅信も、円融太上天皇との結びつきは強かったものの、懐仁親王の即位の実現に向けて積極的に動くような立場にはなかった。

藤原兼家は、外孫に皇太子懐仁親王と（その次の皇太子となりうる）居貞親王を擁しており、あわよくば二代の天皇の外祖父としての将来が見えていた。しかしながら、花山天皇に後継の皇子が誕生すれば、居貞親王の即位の可能性は消えるし、懐仁親王の皇太子の地位さえ危うくなる。

そもそも、花山天皇の出家事件の引き金になったのは、女御の藤原祇子が懐妊八カ月で亡くなったことであった。もし皇子が誕生していたら、花山天皇とその側近たちはこの皇子の即位実現に向けてあらゆる手段を講じたことであろう。藤原祇子の父は大納言為光で、妹は藤原義懐の妻となっており、後見の体制も万全であった。

つまり、刻々と変わっていくこのような状況が藤原兼家に焦燥感を

もたらしたのではなからうか。現在明るい将来が見えているからといって、その将来が確実に来るとは限らない。皇太子懐仁親王をめぐる環境もいつ一変するかわからない。そのような思いが一日も早い懐仁親王の即位実現を切望させたのではなからうか。

藤原低子の急逝で悲嘆に暮れる花山天皇を藤原道兼がそそのかし出家させた事件は周知のごとくである。この事件に関しては藤原兼家の強引さばかりが言われ、実際、それは紛れもない事実であるが、花山天皇家が磐石なものとなってしまっただけでは何をしても手遅れなのである。従って、なりふり構わず花山天皇を退位に追い込み、懐仁親王の即位を実現させたのは当然の判断であつたと思われる。

さて、懐仁親王Ⅱ一条天皇の即位実現に関しては円融太上天皇と藤原兼家の利害は一致していたが、円融太上天皇は自らの皇統の存続を願ったのに対して、藤原兼家はもう一人の外孫である居貞親王の立太子を望んだ。しかし、そうなれば再び皇統は分裂状態になるのであり、実際には冷泉天皇の皇統が絶えることが十分考えられた。一条天皇の即位と同時に居貞親王の立太子が行われなかつたことは、円融太上天皇が一条天皇の皇子誕生・立太子を望んだことを物語っている。しかし、一条天皇は即位時にわずか七歳であり、皇子誕生までは十年以上待たなければならなかつた。

このように、いわゆる直系継承がいかに困難であるかは歴史が証明しており、また皇統が分かれた場合には、結局、政変などにより一つの皇統が絶えてしまうのが歴史の常であつた。称徳天皇の没後に文室浄三が後継候補に挙げられた時、文室浄三には子が多いことが批判された。光仁天皇の皇子たちも、桓武天皇以外は他戸親王も早良親王も

非業の最期を遂げている。

桓武天皇の皇子たちは、平城・嵯峨・淳和と三人が天皇になっているが、伊予親王は実母藤原吉子と自ら毒をあおつて死んだし、平城天皇の後継である高岳親王は薬子の変により皇太子の地位を失い、淳和天皇の嗣子恒貞親王は承和の変に巻き込まれて皇太子を廃されてしまった。その後、仁明・文徳・清和・陽成と直系による皇位継承が行われたのは希有なことであり、成人で即位した光孝・宇多の二代は特例として、醍醐天皇の即位後すぐに皇太子が立てられなかつたのは、直系継承の維持を指向したからであろう。

そして、立太子した保明親王とその遺児慶頼王が相次いで没し、朱雀天皇が八歳で即位するが、皇太子は立てられず朱雀天皇の皇子誕生が待たれた。ただ、天慶七年（九四四）に同母弟の成明親王（後の村上天皇）が皇太子に立てられているが、この時朱雀天皇はまだ二二歳で皇子誕生を断念するような状況にはなく、なぜ方針が変更されたのかその理由は詳らかではない。しかしながら、朱雀天皇にはその後皇太子が誕生しなかつたため、結果的に皇統が分裂することはなかつた。

村上天皇には天曆四年（九五〇）に憲平親王（後の冷泉天皇）が誕生し、二カ月後には皇太子に立てられた。憲平親王は幼いときから奇行が目立っていたが、同母弟の為平親王・守平親王（後の円融天皇）が誕生しても、その地位に変動はなく、村上天皇の死去をうけて即位した。ただ、将来が案じられてであろう、即位から三カ月後には守平親王が立太子しているが、即位と同時にないのは若干の逡巡があつたものと思われ、事実、この立太子が結果的に冷泉系と円融系の皇統の分裂を引き起こし、それは小一条院の皇太子辞退でやっと終焉

を迎えるのである。

つまり、花山天皇はこの皇統の分裂を最初期の段階で（醍醐―村上―冷泉―花山）という本来の直系による皇位継承に戻そうとしたのであり、その意思を明確に宣言したのが実母である藤原懐子に皇太后を贈ったことであった。しかし、逡巡のうちに立太子し、師貞親王（花山天皇）に皇位を戻すことを前提に、また自らもそれを承知の上で即位した円融天皇に懐仁親王（一条天皇）が誕生し、円融天皇はこの皇子の即位と自らの皇統の存続を願った。また藤原兼家も、自らの外孫の即位を実現するためには強引な手段も厭わなかった。このような状況の中で、花山天皇の正当な意思はもろくもついえたのである。

三 贈皇太后の意義

第一節では、淳和天皇が、正子内親王（嵯峨天皇皇女）の生むであろう皇子を排除して長子の恒世親王に自らの皇統を継承させるという意思表示として、恒世親王の生母である高志内親王に皇后を贈っており、第二節では、花山天皇が、醍醐―村上―冷泉―花山」という直系皇統の確立―それは即ち円融天皇の皇統を傍系と位置づけ排除することに直結する―を指し、その意思表示の手段として（冷泉中宮で円融朝に皇太后に転上した昌子内親王の存在を無視して）生母の藤原懐子に皇太后を贈っている。以上の二例から見れば、本人はすでに没しており実際に政治的な動きはしないものの、贈后という行為は重要な機能を果たしていたと考えなければならない。

ただ、即位時に天皇の生母がすでに没している場合はすべて皇太后が贈られており、その限りでは、贈皇太后は特別には意味を持たない

付表 贈皇太后の事例

	夫 帝	所 生 天 皇	贈 后 状 況
① 紀 橡 姫	施基親王	光仁天皇	贈皇太后
② 高野新笠	光仁天皇	桓武天皇	皇太后↓贈皇太后↓贈太皇太后
③ 藤原乙牟漏	桓武天皇	平城天皇・嵯峨天皇	皇后↓贈皇太后↓贈太皇太后
④ 藤原帶子	平城天皇	なし	贈皇后↓贈皇太后↓贈太皇太后
⑤ 藤原旅子	桓武天皇	淳和天皇	贈皇太后
* 高志内親王	淳和天皇	なし	贈皇后
⑥ 藤原沢子	仁明天皇	光孝天皇	贈皇太后
⑦ 藤原胤子	宇多天皇	醍醐天皇	贈皇太后
⑧ 藤原安子	村上天皇	冷泉天皇・円融天皇	中宮↓贈皇太后↓贈太皇太后
⑨ 藤原懐子	冷泉天皇	花山天皇	贈皇太后
⑩ 藤原超子	冷泉天皇	三条天皇	贈皇太后
⑪ 藤原嬉子	後朱雀天皇	後冷泉天皇	贈皇太后
⑫ 藤原茂子	後三条天皇	白河天皇	贈皇太后
* 藤原賢子	白河天皇	堀河天皇	中宮↓贈太皇太后
⑬ 藤原苺子	堀河天皇	鳥羽天皇	贈皇太后
⑭ 藤原懿子	後白河天皇	二条天皇	贈皇太后
* 源 通 子	土御門天皇	後嵯峨天皇	贈皇后

単なる儀礼的行為と考える余地もある。従って、贈皇太后（あるいはより広く贈后）の意義を説こうとすれば、他の事例も検証して総合的に評価する必要がある。付表は贈皇太后の事例を中心に整理したものであるが、このうち、①紀椽姫から*高志内親王までと⑨藤原懐子の事例についてはすでに検討した。網羅的になるが、本節でこれ以外の事例を逐一検証してみたい。

(1) 藤原沢子

⑥藤原沢子は、仁明天皇の女御になり時康親王（後の光孝天皇）を生んだ。源氏とならず親王とされたことからすれば、ある程度の地位が確保されていたと考えられるものの、藤原良房が政権の確立途上にあつた仁明朝では、道康親王（後の文徳天皇）の嫡流たる地位は安定しており、時康親王は庶出の一親王にすぎなかつた。

その後、〈仁明—文徳—清和—陽成〉と直系による皇位継承が実現したが、藤原基経は政治を顧みない陽成天皇を退位に追い込み、新たに時康親王を天皇に擁立したのである。即位した光孝天皇が生母の藤原沢子に皇太后を贈つたことは、現皇太后の藤原高子（Ⅱ陽成天皇の母后）が光孝天皇とは何ら関係を有しない——それは即ち、光孝朝では何ら権能を有しないことを意味する——存在であることを確認するとともに、仁明天皇の妻后の地位が藤原順子から藤原沢子に移つたことを意味し、それは取りも直さず、文徳天皇の皇統を傍系に追いやり、新たに成立した〈仁明—光孝〉という皇統が唯一正統のものであると表明したことに他ならないと考えられる。

しかしながら、光孝天皇は一方で皇子たちをすべて源氏に下して皇位継承を放棄させた。このことは即ち、自らは一代限りの天皇である

と意思表示したことに他ならず、一見すると、それは右に述べた贈皇太后とは齟齬を生じるようにも思える。ただ、光孝天皇は後継を決めてはいない。後事はすべて藤原基経に委ねるつもりであつたのかもしれないが、結局は、藤原基経らの懇請により、光孝天皇が自ら源定省（後の宇多天皇）を後継に定めたのである。

これらのことからすれば、光孝天皇の真意は、自らの治世中は自分が天皇であることがすべてであり、旧来の勢力にも将来の勢力にも影響されることがなく国政運営に専心したいというものであつたと想像される。生母藤原沢子への皇太后追贈により旧来の勢力の干渉を封じ、皇子たちへの源氏賜姓により将来の勢力形成に向けた貴族たちの動きを抑えたものと結論できよう。つまり、贈皇太后にはそれだけの重要な意味が込められていたのである。

(2) 藤原胤子

⑦藤原胤子は、源定省（後の宇多天皇）の室となり維城（敦仁親王、後の醍醐天皇）を生んだ。宇多天皇の即位後更衣を経て女御となつたが、醍醐天皇の即位を待たず没している。このころ、立后はしていなかつたものの宇多天皇の正妻的地位には藤原温子があり、藤原胤子の没後に敦仁親王の継母・養母となつていた。従つて、当時の状況としては、醍醐天皇は藤原温子を母として遇するべきであり、また周囲（特に摂関家）もそれを当然と考えていたものと思われる。

しかしながら、醍醐天皇もしくは宇多太上天皇の考えは異なつていた。醍醐天皇の母はあくまでも藤原胤子でなければならず、その意思表示が贈皇太后なのである。贈皇太后の記事は簡単であり、それをめぐってどのような動きがあつたのか（もしくはなかつたのか）を窺い

知ることはいできない。しかし、藤原胤子の贈皇太后から時を置かずに藤原温子の立后（皇太夫人Ⅱ中宮）が行われたことは、贈皇太后が起こした政治的波紋の大きさを何よりも雄弁に物語っている。

藤原温子の立后と同時に皇太夫人であつた班子女王が皇太后に転上したが、これは藤原胤子の贈皇太后とは衝突しない。班子女王は光孝天皇の女御で宇多太上天皇の生母であつた。中国では、太上皇帝の皇后を太上皇后と称したが、それに倣えば太上皇太后と言え、宇多太上天皇の母后である班子女王と醍醐天皇の母后である藤原胤子は、同じく后位を授けられたという点でむしろつりあいがとれた関係となつたとも評価できる。

宇多太上天皇は、阿衡の紛議から藤原基経Ⅱ撰関家に対して含むところが、醍醐天皇の外祖父である藤原高藤（後に内大臣）やその子の定国（後に大納言）・定方（後に右大臣）に期待するところが大きかつたようである。それに対して、醍醐天皇は藤原時平との関係も良好で、むしろ宇多太上天皇と菅原道真に対する世代間の対立意識の方が強かつたようである。従つて、醍醐天皇から見れば、生母である藤原胤子の贈皇太后も藤原時平の姉である藤原温子の立后（皇太夫人）も意に反したものでなかつたと言える。

ただ、班子女王の皇太后転上と藤原胤子の贈皇太后と藤原温子の立后（皇太夫人）が相反する要素をまったく持つていなかつたとすれば、これらは同時に行われてしかるべきである。従つて、藤原胤子の贈皇太后がまず行われ、それに対抗するように急遽藤原温子の立后（皇太夫人）が行われたことからすれば、醍醐天皇の母の地位をめぐる争いがあり、さらには、その背後に政治上の主導権争いの存在を感じ取るべきであろうと思う。

(3) 藤原安子

⑧藤原安子は、村上天皇の皇后（中宮）で冷泉・円融両天皇の母である。皇后の冊立は正子内親王が淳和天皇の皇后に冊立されて以来久しく行われず、藤原穩子が醍醐朝に冊立されて、ふたたび皇后の冊立が一般的に行われるようになった。

醍醐朝では、初め保明親王（Ⅱ藤原穩子所生の長子）が皇太子に冊立されたが、早世したため、その遺児慶頼王が皇太子（皇太孫）に冊立された。しかし、その慶頼王も夭折したため、寛明親王（後の朱雀天皇）があらためて皇太子に冊立され、保明親王の女である照子女王がその妃となつた。このような経過からすれば、照子女王は朱雀天皇の皇后に冊立されてしかるべきと思うが、なぜかそのことはなかつた。なお、照子女王には朱雀天皇讓位後に昌子内親王が誕生し、後に冷泉天皇の皇后（中宮）に冊立されている。

朱雀天皇には他のキサキにも皇子女の誕生はなく、朱雀天皇が二二歳の時、同母弟の成明親王（後の村上天皇）を皇太弟に冊立し、その二年後には早くも讓位した。皇子の誕生をあきらめるには二二歳は早すぎると思われ、皇太弟冊立の理由は詳らかにしがたい。朱雀天皇は、冷泉天皇のように精神上の病的體質もなく、醍醐天皇の直系皇統を守つていくことに何ら問題はなかつたはずである。

早すぎる讓位を藤原穩子が嘆いた逸話は残っているものの、皇后を冊立しなかつたことと早期に皇太弟を冊立したことは不可思議と言わざるをえず、その点で朱雀天皇は（理由はまったく詳らかでないが）存在が極めて中途半端な天皇であつたと評価できる。

村上天皇が即位すると、朱雀朝ですでに皇太后に転上していた藤原

穩子はさらに太皇太后に転上した。即ち、村上天皇は朱雀天皇の弟でありながら、皇位継承上は子として即位したのである。女御藤原安子が憲平親王（後の冷泉天皇）を生むと、二カ月後には皇太子に立てられた。庶出の広平親王も同年の誕生らしいが、村上天皇にとっては憲平親王が初めての皇子と言つてよく、その皇子が速やかに立太子したことは、藤原安子がすでに正妻的地位にあつたことを物語つていよう。しかし、藤原安子の皇后（中宮）冊立は天徳二年（九五八）になつてようやく行われた。ただ、すでに皇太子の母として地位は安定しており、立后の契機となるような出来事もなく、立后の積極的意義は見出しがたい。しかも、冷泉天皇の即位を持たず早世しているのである。藤原安子は、その後の九条流に発展をもたらしたキーパーソンであるが、奇妙なことに、その地位に確固たるものが看取できない。

そうした観点から言えば、藤原穩子は基経の女で、藤原安子は師輔の女であり、時平の女が慶頼王を生んでいるものの、結果的に忠平の女が抜けているのも不思議である。そして、忠平の後継者は実頼であり、師輔はあくまでも兄の補佐役であつた。実頼の女述子も村上天皇の女御となつたが、皇子を生むこともなく早世し、結果的に安子が次代の天皇の母となつたのである。

撰関家としてみれば、皇太子の母である安子の存在は重要であるが、忠平の没後に政権を確立した実頼にとつては口惜しい限りであり、その安子の立后を進んで実現しようとはしなかつたであろう。師輔は天徳四年（九六〇）に病没するが、それがもう少し早ければ立后の実現さえ危うかつたものと思われる。

村上天皇が安子に寄せた信頼感は大きかつたろうが、一方で実頼との良好な関係を保ちつつ、後見のいない安子の地位を確固たるものと

するには相当腐心したであろうことが想像できる。二代の天皇の母となり、撰関家の繁栄を支える重要な役割を担つた安子も、村上朝におけるその地位は極めて不安定なものであつたと言えよう。

康保四年（九六七）五月廿五日に村上天皇が没すると、即日冷泉天皇が踐祚し、六月廿二日には左大臣実頼に閔白の勅が下つた。冷泉天皇はこの時すでに一八歳であつたが、国政を領導できる状態であつたとは思えない。従つて、村上天皇没後の政局は実頼の指導下に推移したと考へて間違ひなからう。そのような状況下で、九月一日に守平親王（後の円融天皇）が皇太弟に立てられ、同月四日に昌子内親王が皇后（中宮）に冊立され、さらに十一月廿九日になつて安子に皇太后が贈られてゐる。

昌子内親王は憲平親王が元服した日に妃に立てられており、当然立后も予定されてゐたことと思われる。ただ、そうであれば安子の贈皇太后と同時に進行されてしかるべきものと考えられ、安子の贈皇太后が後れたことは、それがあらかじめ予定されたものではなかつたことを物語つていよう。

③藤原乙牟漏や④藤原帯子は天皇の代替わりにもない皇太后を贈（追贈）られており、これに倣えば速やかに贈皇太后が行われるべきである。しかし、藤原安子の場合には両例のごとき贈皇太后の必要性は存在していない。まただからこそ、藤原安子に対する贈皇太后は速やかに行われなかつたのであろう。では、なぜ方針が変更され藤原安子に皇太后が贈られたのであろうか。

強いて可能性を述べれば、円融朝での贈太皇太后の前提的作業であつたものと考えることができるとはなからうか。冷泉天皇と昌子内親王との婚姻が早くから実現してゐたことからすれば、村上天皇も

藤原安子も冷泉天皇に皇統を継承させようと考えていたのは間違いないからう。⁽²⁰⁾ 言葉を換えれば、守平親王の立太弟こそが突然の方針変更であったのであり、事実、ここから五〇年間におよぶ皇統の分裂が始まったのである。⁽²¹⁾

なぜこのような重大な方針変更がなされたのかは詳らかでないが、当時の政局を領導していたのが藤原実頼であったとすれば、外戚関係にない冷泉天皇に対する思いは自然と冷淡なものになったはずで、そうであれば皇位の安定を最優先に考えるのは当然であり、その結果として聡明な守平親王の早期の即位を期待したものと想像される。

ただ、一臣下たる藤原実頼が村上天皇と藤原安子の思いを無視することに關しては反発が当然予想される。そこで、藤原実頼は冷泉系皇統の存続を留保するため、守平親王を冷泉天皇の（皇位継承上の）子として位置づけたのではなからうか。このようにして守平親王⇨円融天皇の不安定極まりない即位が実現したことは前節で検証した通りである。

その場合、右のごとき皇位継承を表明するには、冷泉中宮たる昌子内親王を（円融天皇の）皇太后に転上させればよい。しかし、これを徹底させるには、冷泉皇太后（でなおかつ円融天皇にとつても実母）たる藤原安子を（円融天皇の）太皇太后に転上させるのが最も効果的であろう。事実、円融天皇が即位すると速やかに藤原安子に太皇太后が追贈され、昌子内親王の皇太后転上は藤原嬪子の立后（中宮）にもなつて行われている。

(4) 藤原超子

⑩藤原超子は、冷泉天皇の女御となり冷泉天皇の讓位後居貞親王

（後の三条天皇）を生んだ。前節で検証したごとく、花山天皇が生母藤原懐子に皇太后を贈ることによって自らが正嫡であることを明確に主張し、円融太上天皇と皇太子懷仁親王（後の一条天皇）を傍系に追いやったことから、皇統は冷泉系と円融系の二派に分裂してしまつた。

藤原兼家の謀計により花山天皇が出家・退位し一条天皇の即位が実現した時にも、居貞親王の立太子を望む藤原兼家と、一条天皇の皇子誕生とその即位を願う円融太上天皇との間で意見対立があつた。結局、居貞親王の立太子は実現したものの、居貞親王は一条天皇の父兄子という実際の血縁関係以上の関係は設定されなかつたのである。

その居貞親王は、外祖父であつた藤原兼家が没すると微妙な立場に立たされた。兼家の後を継いだ道隆や道長は一条天皇と居貞親王（三条天皇）にそれぞれ女を嫁がせたが、一条天皇には皇子が誕生し居貞親王には誕生しなかつたため、必然的に一条天皇の皇統の存続が望まれるようになり、その結果、一条天皇は病没直前まで皇位にあつたのである。⁽²²⁾ つまり、居貞親王⇨三条天皇は望まれないまま即位したのであり、皇太子には当然のごとく敦成親王（一条天皇皇子、後の後一条天皇）が立てられた。

敦成親王の早期の即位を願う藤原道長との確執は三条天皇も覚悟したであろうが、ある意味では冷泉系と円融系の皇統の分裂はわかりやすい構図であつた。むしろ三条天皇が解決しなければならなかつたのは、自らが冷泉系皇統の正統な後継者であることを宣言することであつたろうと思う。即ち、その宣言こそが生母藤原超子への贈皇太后であつた。

冷泉天皇が即位すると昌子内親王が立后（中宮）し、円融朝で皇太后に転上したにもかかわらず、花山天皇はその存在を否定し生母藤原

懐子に皇太后を贈った。さらに一条朝では、その昌子内親王が太皇太后に転上し、その地位を復活させた状況になったが、三条天皇の即位以前に没している。

三条天皇は、生母藤原超子にあらためて皇太后を贈ったが、注目すべきはそれを記した『権記』寛弘八年（一〇一一）十二月廿七日条の記事である。贈皇太后にともない、藤原超子の忌日は国忌となり墓は山陵の扱いとなる。同日にはその処分が行われているが、藤原行成は「華山母者、於当今為嫡母、是二等也」と記している。

花山天皇の生母である贈皇太后藤原懐子は、藤原行成にしてみれば、冷泉天皇の正嫡の皇后（＝嫡妻）であり、その他のキサキ（＝妾）が生んだ皇子はすべて庶子であった。従って、冷泉天皇の庶子である三条天皇にとって藤原懐子は嫡母に他ならなかったのである。藤原行成は伊尹の孫で、藤原懐子は叔母に当たり、同じ日の『小右記』にはそうした表現はないから、右の評価は藤原行成のみの意見とも思われるが、翻って見れば、花山天皇に近い人々からは三条天皇はあくまでも庶流と見做されていたことを物語っている。

三条天皇がこのような感情を快く思うはずはなく、一条天皇が太皇太后（＝皇位継承上の祖母后）と認定した昌子内親王も、花山天皇が冷泉天皇の正統なる後継者の母（＝冷泉天皇の正嫡の皇后）とした藤原懐子も否定し、藤原超子こそが冷泉天皇の正嫡の皇后であり、その所生である自分こそが冷泉天皇の正統なる後継者であると宣言したのである。また同時に、円融中宮で一条朝で皇太后に転上していた藤原遵子が自分とは無関係（＝三条朝では無力）であることを表明するものであったことは言うまでもない。

ただし後日談を言えば、藤原道長の巻き返しがあった。藤原妍子が

立后（中宮）されるのにもない、一条中宮の藤原彰子が皇太后、一条皇太后の藤原遵子が太皇太后に転上した。即ち、これにより両后は三条天皇の（皇位継承上の）母后と祖母后になったわけで、形式上は三条天皇が一条天皇の子となったわけである。

ただ、一条朝に二例の二后並立——円融皇后藤原遵子と一条中宮藤原定子、一条皇后藤原定子と一条中宮藤原彰子——をすでに経験していることからすれば、藤原彰子を皇后に横滑りさせるだけでもよかつたはずで、これであれば三条天皇との関係は発生しない。しかし、三条天皇としては、中宮の藤原妍子を介した藤原道長との良好な関係が構築できるだけに、その手続きに注文を付けることを躊躇したのであろう。

（5） 藤原嬉子

①藤原嬉子は、皇太弟敦良親王（後の後朱雀天皇）の妃となって親仁王（後の後冷泉天皇）を生んだ。藤原道長の女であることからすれば、後朱雀天皇の即位まで存命であれば当然立后していたものと思われる。

嬉子の亡き後、禎子内親王（三条天皇皇女、母は藤原妍子）が皇子誕生が期待できる一五歳になるとすぐに妃となり、尊仁王（後の後三条天皇）を生み、後朱雀天皇が即位すると中宮に冊立された。ただし、立后（中宮）は即位の翌年に行われており、その直後に行われた藤原妍子（敦康親王女、藤原頼通養女）の立后（中宮）の前提作業としての性格が強く、禎子内親王の立后自体が当初から予定されていたものかどうかは疑わしい。

あるいは、ある時点で予定が変更された可能性も高い。藤原道長が

禎子内親王を藤原氏のいわゆる「后がね」として大切にしていたことは事実であるが、その一方で、上東門院（藤原彰子）や藤原頼通が同じ考えであったかどうかは疑わしい。藤原娘子の立后が禎子内親王の地位を無視したものであったことは確かであろう。

しかし、藤原娘子は皇子をもうけないまま早世し、後冷泉天皇の即位時には禎子内親王が後朱雀天皇の嫡後の地位にあった。後冷泉天皇にすれば、あくまでも本来は藤原娘子が後朱雀天皇の嫡后だったのであり、尊仁王の存在も含めて禎子内親王は自分の地位を否定しかねないものであった。

尊仁王が誕生した時、親仁王は自分が将来皇太子になれるのかどうかさえ不安に思ったのではなからうか。『神皇正統記』で後三条天皇が「河流を内外に受け給ひて、継体の主となりまします」と評されているのは、父系（Ⅱ内）に円融系皇統を継承しながら、母系（Ⅱ外）に冷泉系皇統をも受継ぎ、一時期分裂した皇統を一身に統合し体現した正統の天皇という意味である。もし、このような考え方がこの時期にも存在したとすれば、尊仁王の存在は絶対的である。そして、父敦良親王（後朱雀天皇）が即位した時、禎子内親王が皇后となり尊仁親王が皇太子となれば、極めて明瞭な皇位継承の構図が描ける。そこでは親仁親王は不要な存在なのである。

親仁親王の立太子は後朱雀天皇の踐祚から一年以上もたつてから行われている。これが遅いかどうかは判断がむづかしいが、この時点では尊仁親王が立太子する可能性も十分考えられた。²³ また、親仁親王は立太子しても安心できなかったものと思われ、上東門院や藤原頼通が本当に自分を後見してくれると確信したのは、皇子内親王（後一条天皇皇女）が妃として配された時ではなかつたらうか。ただ、皇子内親

王は皇子女に恵まれず、皇位継承の将来像が不明なためであろうか、後朱雀天皇は病没直前まで皇位にあった。

後冷泉天皇は、即位後直ちに生母藤原娘に皇太后を贈り、さらに翌年に皇子内親王を立后（中宮）した。即ち、後冷泉天皇家の確立である。ただ、重要なことは後冷泉天皇の受禪と同時に尊仁親王が立太子したことである。受禪と立太子が同時に行われたのは、花山天皇受禪・懐仁親王立太子と三条天皇受禪・敦成親王立太子の二例のみであり、これらはいずれも皇統が分裂した緊迫状態の中で行われたものであった。

冷泉・円融の例に端的に現れたごとく、兄弟間の皇位継承は必然的に皇統が分裂する危険性をはらんでいた。敦良親王（後の後朱雀天皇）の立太子は、敦明親王（小一条院）の辞退を受けたもので、十分な理由があった。それに対して、後冷泉天皇の場合は早期に皇太子を定めなければならぬ理由はなく、後朱雀朝末の時点では、後冷泉天皇の即位と尊仁親王の立太子を同時に実現することで妥協が成立したと考える他ないと思う。

憶測をたくましくすれば、このような妥協を成立させたのは藤原頼通であったと思う。もちろん、『愚管抄』にあるごとく、藤原能信の機転によつて、病没直前の後朱雀天皇が藤原頼通に命じて讓位宣命に尊仁親王の立太子を明記させたのだが、最終的に藤原頼通がそれを受諾しなければ実現しなかつたことである。その意味で、藤原頼通が（消極的であったかもしれないが）尊仁親王の立太子を後押ししたと言つてよからうと思う。

藤原頼通がこのような選択をしたのは、親仁親王にも尊仁親王にも皇子が誕生しておらず、皇位継承の予定がこの時点ではまったく立た

なかつたからであろう。藤原頼通が恐れたのは、皇統の分裂よりも藤原氏と外戚関係にない天皇の即位が実現することであった。藤原頼通が三条天皇を讓位に追い込んだ父道長のような剛腕であれば、そうした事態が起こっても藤原氏の政権は揺るがないのであろうが、指導力に不安がある藤原頼通はそれを必要以上に恐れたのではなからうか。

そうした意味もあつてか、藤原頼通は（贈皇太后藤原嬪子こそが後朱雀天皇の本来の嫡后であるという後冷泉天皇の意思表明にもかかわらず）禊子内親王と一定の和解をしたものと思われる。即位から六年たった永承六年（一〇五一）になり、藤原頼通は実の女である寛子を立后（皇后）させ、それにもない禊子内親王は皇太后に転上することとなった。寛子の立后は中宮章子内親王と対立するものであり、禊子内親王の皇太后転上は贈皇太后藤原嬪子の地位を単なる礼遇上の意味しか有しないものに変質させる行為に他ならなかつた。

この九カ月後には、馨子内親王（章子内親王の同母妹）が皇太弟尊仁親王の妃に立てられており、これによって名実ともに尊仁親王の次期天皇としての地位が固まつたのであり、それは取りも直さず後冷泉天皇の地位を危うくすることに他ならなかつた。尊仁親王に長子貞仁王（後の白河天皇）が誕生するのは二年後の天喜元年（一〇五三）であり、なぜ藤原頼通がこの時期に方針を変えたのかは詳らかでないが、これによって後冷泉天皇が最も重要な支援者を失つたことは間違いないからう。

(6) 藤原茂子

⑫藤原茂子は、皇太弟尊仁親王に入内し貞仁王（後の白河天皇）を生んだ。茂子は、藤原頼通の異母弟能信の女として入内したが、実際

は藤原公成の女であり、これ以後の閑院流藤原氏の隆盛の端緒を開いた女性である。

茂子は、後三条天皇の即位を待たず康平五年（一〇六二）に没するが、『兵範記』嘉応元年（一一六九）十二月十五日条には馨子内親王が白河天皇の継母であると感じている。継母は養母とは異なるが、馨子内親王と白河天皇の間に形式的ではあつても母子関係を認めることには違いなく、白河天皇にすれば、そのような関係を押しつけられるのは釈然としなかつたものと思われる。

白河天皇のいま一つの気掛かりは、後三条天皇が次子の実仁親王の即位を望んだことである。実は、実仁親王の生母である源基子は小一条院の孫女であつた。後三条天皇は三条天皇の外孫であり、一世紀前の冷泉・円融の皇統分裂がいまだに対立の火種としてくすぶりつづけているのは驚くべきことである。事実、後三条天皇は白河天皇に讓位するとともに実仁親王を立太子させたのである。

もちろん、後三条天皇がいったん立太子した貞仁親王（白河天皇）を廢して実仁親王を立太子させようと考へていたとまでは言えないものの、実仁親王の即位が実現すれば白河天皇は傍系に追いやられてしまわざるをえないのであり、白河天皇にとっては自らの血脈が天皇家として生き残れるかどうかの重大問題であつた。

このような状況下に即位した白河天皇は、自分が何にも侵されることのない天皇であるということを示さなければならなかつた。言葉を変えれば、後三条天皇や馨子内親王の影響下にはないことを明確なかたちで表明する必要があつた。即ち、それが生母藤原茂子への贈皇太后だつたのである。

さらに白河天皇は、藤原賢子の立后（中宮）に際して、皇太后藤原

寛子を太皇太后に、皇后藤原歆子を皇太后に転上させ、中宮馨子内親王は皇后に横滑りさせるに止めた。藤原歆子は後冷泉天皇の妻后であるから、後三条天皇の妻后である馨子内親王に先んじて皇太后に転上するのは一見すると順当な中宮職の名称変更なのであるが、馨子内親王の継母という地位を尊重すれば、皇后藤原歆子はそのままでまったく問題は無いのであるから、中宮馨子内親王を皇太后に転上させるのが最良の措置であろうと思う。

つまり白河天皇は、後三条天皇の意思にはまったく関係なく、白河朝における母后は贈皇太后藤原茂子であり、妻后は中宮藤原賢子であると宣言したのである。実仁親王が早世すると、三弟の輔仁親王(母は源基子)を立太弟させよという後三条天皇の遺志を無視して、皇子善仁親王(後の堀河天皇)を立太子させ即日讓位したのは周知のごとくである。

(7) 藤原賢子

*藤原賢子は、白河天皇の中宮となつて善仁親王(後の堀河天皇)を生んだ。実際は源顕房の女ながら、藤原師実の猶子として入内しており、嫡後の地位を得たと考えて間違いない。ただ、賢子は堀河天皇の即位を持たずに没し、堀河天皇の即位後に太皇太后を贈られた。堀河天皇の母后であるから贈皇太后でなければならないはずであり、関係史料を見ても「母儀」とあつて認識に混乱はなく、なぜ贈太皇太后なのか説明に窮する。

一つ考えられるのは、堀河天皇には継祖母に当たる馨子内親王への対抗上の措置という可能性であるが、それが目的であれば、藤原茂子に太皇太后を追贈し、藤原賢子を贈皇太后とした方が合理的であろう。

ただ次節で見るごとく、後冷泉朝において禎子内親王が、後三条朝において章子内親王が太皇太后に転上している特殊な例があり、これが影響して堀河朝のころにはすでに世計に関心を払わなくなつていたと考える余地もあるが、令子内親王の例を見ると単純にそうとは言えない。

令子内親王は鳥羽天皇の准母として皇后になつたが、藤原泰子が鳥羽院の皇后(太上皇后)に冊立されるのに際して太皇太后に転上している。当時は崇徳天皇の中宮として藤原聖子が在位しただけで皇太后位は空位であつた。普通に考えれば、令子内親王は皇后から皇太后に転上して何の問題もないにもかかわらず、崇徳天皇との世計が問題となり異例の太皇太后転上となつたのである。

だとすれば、禎子内親王や章子内親王の太皇太后転上も藤原賢子の贈太皇太后もそれぞれにしかるべき理由があつたと考えるべきであろう。そこで注目すべきは『本朝世紀』寛治元年(一〇八七)十二月廿八日条の「依冷泉・円融母后例也」という一節である。贈太皇太后は平安初期に三例あるが、藤原安子の例が最も近い例であり、右はそれだけの意味とも考えられる。しかし、藤原賢子の贈太皇太后の意義を知る唯一の手がかりであることを思えば、以下のごとき状況を想定する価値もあろうと思う。

冷泉・円融両天皇の母である藤原安子は円融朝で太皇太后を贈られているが、これは



という皇位継承上の世計に基づいたものである。堀河天皇は自らを円

融天皇になぞらえたことになるが、これを活かそうとすれば次のような世計が想定できる。

白河天皇——皇太子実仁親王（早世）——堀河天皇

藤原賢子（贈太皇太后）

実仁親王が皇太子であったことは動かせない事実であり、堀河天皇は、その後継を輔仁親王（実仁親王の同母弟）と争って即位を実現した。実際は実仁親王は皇太子であり、白河天皇は傍系となる宿命を負っていたのであるが、堀河天皇の即位に際してそれを直系に変更し、逆に傍系の輔仁親王の立太子を避けた正当性を主張したものと思われる。もちろん、このような思考過程が読み取れる史料はなく、またあったとしてもそれが詭弁にすぎないが、いかなる手段を講じても堀河天皇の正統性（＝輔仁親王に対する優位性）を主張しようとした必死の思いが看取できるものと思う。

（8） 藤原苺子

⑬藤原苺子は⑫藤原茂子の姪で、藤原璋子（待賢門院）には叔母に当たる。苺子は、堀河天皇の女御となり宗仁親王（後の鳥羽天皇）を生んだが、産後の肥立ちが悪く直後に死去した。

堀河天皇の後宮について見れば、奇妙なことに、高官の女で堀河天皇に入内したものはおらず、即位から五年たった寛治五年（一〇九一）になつてようやく篤子内親王が入内し、同七年（一〇九三）に立后（中宮）している。篤子内親王は、後三条天皇皇女で白河天皇の同母妹である。祖母の陽明門院（禎子内親王）に養女として後見を受けたりしく、また藤原師実の養女として入内・立后したものらしい。²⁵

藤原苺子は承徳二年（一〇九八）に入内し女御となったが、開院家は後のごとき勢力をいまだ有しておらず、苺子には次代の天皇を生んだ功績しか与えられなかった。苺子は皇太后を贈られ、その父実季は正一位太政大臣を贈られたが、その一方では、中宮篤子内親王が没すると鳥羽天皇の継母としての礼遇（＝服一日）がなされている。

思えば、篤子内親王を堀河天皇の妻后（＝鳥羽天皇の皇位継承上の母）の地位から排除する意味はあまりなく、贈皇太后もこのころになると前例に基づいて行われる儀礼的措置になった感が強い。ただ、輔仁親王をいままお支持する勢力があることが白河院には気掛かりであつたものと思われ、これを牽制する意味でも、皇位継承の関係を明確にしておく必要があつたのであろう。

（9） 藤原懿子

⑭藤原懿子は、雅仁親王（後の後白河天皇）の室となり守仁王（後の二条天皇）を生んだ。守仁王は雅仁親王が一七歳の時の第一子であつたが、誕生の際は近衛天皇が在位しており雅仁親王に皇位の望みはなかつた。しかも、母の藤原懿子は出産直後に亡くなり、後見を唯一期待できる外祖父藤原経実（＝師実の三男）も高位高官はあまり望めない状況にあつたから、守仁王の即位など思いもつかなかつたことであらう。

ところが、近衛天皇の急逝によって後白河天皇が即位し、鳥羽院が没したのを契機として起こった保元の乱で兄崇徳院を破り、結果として一人天皇家を支える存在となつた。実は、後白河天皇の即位は（美福門院の猶子となつていた）守仁王の即位を前提として実現したものであり、事実、後白河天皇の踐祚と同時に守仁親王の立太子が行われ

た。つまり、言い方を換えれば、後白河天皇は守仁親王のおかげで天皇になれたのである。

保元の乱終息後時を置かずに後白河天皇は讓位し、二条天皇は関白藤原基実の補佐を受けつつ独自に国政を運営した。二条天皇には、崇徳天皇以来の皇統の混乱を整理し正統な皇統を確立するのが自らの役目であるという自負があったものと思われ、だからこそ、後白河院による国政への干渉を許さない姿勢を示したのである。

二条天皇の即位時、後宮には太皇太后藤原多子（近衛妻后）、皇太后藤原呈子（近衛妻后）、皇后統子内親王（二条准母、後白河院同母姉）、中宮藤原忻子（後白河妻后）が在位した。二条天皇は、美福門院（近衛天皇の生母）の猶子として皇位を獲得した一面を持つから、近衛天皇との関係を持つ太皇太后・皇太后の地位を尊重しなければならず、また一面では、父である後白河院の禪讓を受けて即位したことでも事実であるから、後白河院に敬意を払う意味で、皇后・中宮に対する礼遇にも留意しなければならなかった。

結局、このような状況の下で二条天皇が自らの正統性を主張する手段としては、生母である藤原懿子への贈皇太后しかなかったものと思われる。生前の藤原懿子は女御や皇太子の妃にさえもなれなかったのであり、贈皇太后はそのような母へのせめてもの表敬行為であるとともに、何の地位もない藤原懿子を皇太后にすることができる自身の天皇としての権力を明示するものであったのだろう。

(10) 源通子

*源通子は、土御門天皇の女御となり邦仁王（後の後嵯峨天皇）を生んだ。土御門天皇の母源在子は通親の女（養女）で、通子は通親の

孫に当たる。

源通親が没してその管理下から脱した後鳥羽院は、名実ともに朝廷の主として自由に活動するようになる中で鎌倉幕府への反感を強めていった。その間、源通親という強力な後見を失った土御門天皇は、異母弟の順徳天皇に讓位した結果、皇統上は傍流となり、邦仁王には親王宣下さえなかった。

その後、源実朝の暗殺を契機として後鳥羽院は幕府打倒を決意し、その意を受けた順徳天皇は仲恭天皇に讓位し、院という身軽な立場で事に当たろうとした。しかし、周知のごとく朝廷側は惨敗し（承久の乱）、後鳥羽院は隠岐に、順徳院は佐渡に流罪となり、仲恭天皇は大嘗祭も行わないまま廃されてしまったのである。土御門院はこの謀議には無関係であったものの、自主的に土佐（後に阿波）に退去し、幕府に対して恭順の意を示した。

事態の収拾を図る幕府は、後鳥羽院の皇統を避けて、後鳥羽院の同母兄である守貞親王に後高倉院の称号を賜与し、その王子茂仁王を後堀河天皇として擁立した。そして、後堀河天皇の後はその唯一子である四条天皇が継いだ。一二歳で早世したため、後高倉院の皇統は断絶した。この状況下で、朝廷は順徳院の皇子忠成王の即位を期待したが、幕府はこれを嫌い、土御門院の遺児邦仁王を擁立した。後嵯峨天皇である。

土御門天皇には藤原麗子が中宮として立てられ、後に陰明門院となり後嵯峨天皇の即位時には存命であった。また、後嵯峨天皇の即位時には三后は在位しなかったが、女院には修明門院（順徳院生母）・東一条院（順徳妻后、仲恭天皇生母）・安嘉門院（後堀河准母）・安喜門院（後堀河妻后）・應司院（後堀河妻后）・式乾門院（四条准母）が

いた。⁽²⁷⁾

後嵯峨天皇は、右に見た複雑な皇位継承の経過を整理する中で、自らの皇統を嫡流と位置づけ、順徳系や後高倉系の皇統を傍流に固定する必要があった。傍流の皇統に連なる女院など何人いても問題はなかったからである。即ち、嫡流の宣言が生母源通子への贈皇后であった。史料によつては贈皇太后とあり、この方が合理的とも言えるが、近衛天皇の生母である藤原得子が近衛天皇の即位式の日立后（皇后）した例からすれば、贈皇后でも不適當ではない。後嵯峨天皇にとっては、土御門系皇統の復活とその正統性を表明することができれば十分だったのである。

小 括

以上、検証したきた結果を総合的に評価すれば、贈皇太后は、早世したため礼遇がまだ加えられていなかった天皇の生母に対しあらためて相應の礼遇を加えるという以上に、その天皇の皇位継承上の位置づけを明確に示す意味があつたと結論できよう。

多くの場合、天皇の正統性を明示する行為であつたが、第一・第二節で検証したごとく、これは皇統をめぐる嵯峨系・淳和系の相剋や冷泉系・円融系の分裂の際に特徴的に現れた。結果的に皇統は分裂しなかつたが、〈後三条―白河―堀河―鳥羽〉という直系皇統が守られた過程でも、対抗する実仁親王・輔仁親王に対する正統性・嫡流性を主張するため贈皇太后が繰り返されている。それ以外では右の特徴が看取されにくい事例もあるが、贈皇太后は右のごとき重要な意味を持つて行われたものであると結論してよいと思う。

従来、中宮・皇后・皇太后・太皇太后の后位転上は機械的に行われ

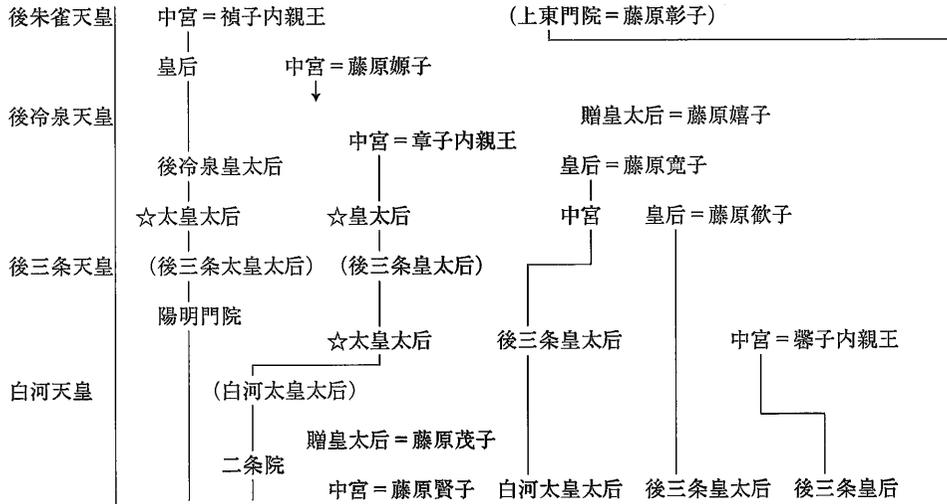
たものであり、それぞれの称号についてさしたる意味はなかつたと考えられてきた（あるいはその意味の大きさが指摘されてこなかつた）ように思う。たしかに、平安時代の三后には光明皇后（皇太后）ほどの存在意義は認められないが、それでも、ある天皇の治世下でそれぞれの后位にある、もしくは新たな后位に転上することには政治的意味が厳然としてあつたのであり、皇位継承問題や複数の政治勢力間の主導権争いを正しく理解するためには、后位の持つ意味を再確認する必要がある。

四 章子内親王の后位転上

章子内親王は後一条天皇の第一皇女で、母は藤原道長の三女成子であり、一二歳の長暦元年（一〇三七）後朱雀天皇の皇太子に冊立されたばかりの親仁親王（後の後冷泉天皇）の妃となつた。そして、後冷泉天皇が即位すると中宮に冊立されたが、後冷泉朝末に藤原欲子が立后（皇后）されるのにもない皇太后に転上している。これ以前、藤原寛子が立后（皇后）しており、これで後冷泉天皇に三人の妻后が在位することになつたのである（第3図参照）。

一人の天皇に二人の皇后が並立する例は、一条朝の皇后藤原定子と中宮藤原彰子、三条朝の中宮藤原妍子と皇后藤原成子、後朱雀朝の皇后禎子内親王と中宮藤原娘など、平安後期にはすでに一般的となつたが、三后鼎立は前代未聞である。しかも、付置する中宮職の名称を変えることで便宜的に二つの皇后位を設置したものの、三つにはならないため、一人は皇太后にならざるをえない。即ち、それが図中に☆印を付した章子内親王であつた。

第3図 三后の変遷 (後朱雀朝～白河朝)



后位転上の典型は、第3図で言えば藤原寛子のごとく、後冷泉天皇の皇后として冊立され、次の後三条朝で皇太后に転上し、さらに次の白河朝で太皇太后に転上するものであつて、ここでは次帝の母后、次々帝の祖母后という皇位継承上の関係が成立していった。何度も繰り返すが、重要なのは、一見すると機械的に転上していくように見えるものの、それぞれの后位には政治的意味があつたことで、このことを明確に認識する必要がある。

藤原歆子の立后の際にはまた、後冷泉天皇の母后に当たる禎子内親王も太皇太后に転上している。さらに章子内親王は、後三条朝でも太皇太后に転上して皇位継承上の関係と齟齬を生じている(いずれも☆印)。前節で若干ふれたごとく、これらは皇位継承の世計が意識されなくなつた結果杜撰な后位転上が行われたのではなく、何らかのしかるべき根拠に基づいた処分であつたと考えるべきである。

注目すべきは、禎子内親王・章子内親王はともに女院になつている点である。禎子内親王は、はやく夫帝後朱雀天皇の死後出家している。そもそも、女院は藤原詮子が出家を機に皇太后位を辞退したため東三条院の称号とともに太上天皇とほぼ同様の処遇を付与されたことに始まり、上東門院藤原彰子も出家を機に院号宣下を受けている。従つて、禎子内親王もこれらに倣つて出家を機に女院になつてもよかつたが、出家後も后位を保ち、皇太后・太皇太后と転上した後に院号宣下を受けている(陽明門院)。

ただ、出家後も后位を保つた例は藤原定子にあり、それ自体不自然なことではない。当時は、所生の尊仁親王(後の後三条天皇)が立太子したといえ磐石の状況にはなかつたため、禎子内親王は、自らが皇后として在位し尊仁親王の地位を後援しようという思いであつたも

のと想像される。

このため、禊子内親王は院号宣下の機会を失い、転上を繰り返した
ものと思われる。禊子内親王の院号宣下は、後三条天皇の踐祚の翌年、
馨子内親王の立后（中宮）の五か月前に行われている。恐らく、大嘗
祭を終えた後三条天皇がその地位を安定させたことを見届け、自らの
役割が一応完了したと感ずるとともに、近い将来に行われる後三条天
皇の皇后の冊立のための前提措置（「后位を一つ空位にする」として
行われたと理解するのが最も妥当なのではなからうか。言い換えれば、
禊子内親王の院号宣下（「后位離脱」）にはそれ自体の意義はないとい
うことであらう。

また藤原歆子の立后は、恐らく関白に就任した藤原教通の懇請に
よって実現したものであり、後冷泉天皇の死去の二日前という倉卒の
間に行われており、禊子内親王に院号宣下を受ける用意があったとし
ても、この時には間に合わなかったものと思われる。

この点は章子内親王も同様であつたらう。章子内親王は後冷泉天皇
の死去の翌年に出家するが、郁芳門院媞子内親王（堀河准母）は出家
しなかつたし、待賢門院藤原璋子は院号宣下の後一八年もたつてから
出家しており、高陽院藤原泰子は二年後、美福門院藤原得子は七年
後であつて、院号宣下と出家の関係はほぼなくなっている。後冷泉天
皇がまだ存命している藤原歆子の立后直前の時点で章子内親王に院号
宣下を受ける用意があつたかどうかはわからないが、それを拒否する
理由があまりなかつたことも事実である。

藤原歆子の立后にともなう禊子内親王・章子内親王の異例の後位転
上は一応このように説明することも可能であるが、馨子内親王の立
后にともなう章子内親王の太皇太后への転上の場合、このような突

発的な状況はなく、説明がつかない。

章子内親王は、禊子内親王の院号宣下の一カ月後に出家したが、自
身は院号宣下を受けなかつた。また、馨子内親王の立后に際しても、
陽明門院という出家と連動しない院号宣下の前例があるにもかかわらず、
院号宣下を受けずそのまま太皇太后に転上した。藤原歆子の立后
にともなう不自然な后位の状況は二日で解消したが、今度は白河天皇
の即位まで三年間も不自然な后位の状況が続くこととなった。

以上の経過を見る限り、章子内親王は、あえて太皇太后に転上した
と理解せざるをえない。これは一体なぜなのであろうか。あるいは、
章子内親王にはどのような考えがあつたのであろうか。筆者がこの問
題を考える糸口にしたと思うのは、章子内親王が一度も懐妊しな
かつた事実である。死産であつたが、藤原歆子は入内後早い時期に懐
妊しており、また（世間には伏せたものの）後冷泉天皇には男児が誕
生していたらしく、⁽²⁸⁾後冷泉天皇に問題があつたわけではない。

従つて、これだけを見ると章子内親王が妊娠しにくい体質であつた
と考えるのが妥当であらうが、注目すべきは、章子内親王について父
後一条天皇に愛された、見目麗しかつた、仏教に深く帰依していたな
どの評はあるものの、夫後冷泉天皇と仲睦まじかつたという評がまっ
たく見られない事実である。

章子内親王は皇太子時代の後冷泉天皇に嫁いだのであり、それによ
る限り、実際の夫婦として一生を送るはずであつたものと考えられる。
しかし、右の事実に注目すれば、章子内親王の入内は彼女に皇后とい
う地位を付与するためだけの措置ではなかつたかと考えられてくるの
である。内親王に皇后の地位を付与するのは後の准母皇后に他ならな
い。

准母皇后の初例は、堀河天皇の准母として立后した媯子内親王である。堀河天皇は、皇太弟実仁親王の死去後、その弟輔仁親王に皇位を譲りたくない白河天皇が急遽八歳の自らの皇子を即位させたものである。ただ、堀河天皇の生母である中宮藤原賢子はすでに没しており、皇位の安定のためにも後見役が必要な堀河天皇には、母代わりが必要であった。媯子内親王は堀河天皇の同母姉であり、白河院に懇請されて中宮となった篤子内親王（白河院同母妹）とともに、その役を委ねるのに適任であつたらう。

このようにして准母皇后は誕生したのであるが、幼い天皇の後見役に皇后の地位を付与するという発想は一朝一夕に出てくるものではないだらう。つまり、置かれた位置づけ、期待された役割はかなり異なるものの、当初から後冷泉天皇の妻後の役割を期待されずに立后した章子内親王の存在が、媯子内親王の准母皇后を誕生させた⁽²⁹⁾と考えられるのではなからうか。

ここでふたたび藤原歙子の立后に話をもどすと、いくら藤原教通が懇請したとはいえ、本来無理な立后であれば実現してはいないはずである。だとすれば、章子内親王の皇太后転上には（これ自体詭弁であっても）何らかの正当な説明ができたものと考えるべきであらう。つまり、章子内親王は後冷泉天皇の准母に類する資格で皇太后に転上されたものと考えられるのではなからうか。

翻つて考えれば、藤原歙子は後冷泉天皇の皇子を身ごもった唯一の后であつた。それを藤原寛子が父藤原頼通の権力を背景として立后（中宮）し、面目を失つた藤原歙子は里邸に引きこもりがちになつたという。藤原寛子の立后はまた、禎子内親王を皇太后に転上させることに繋がり、即ちそれは後冷泉天皇の生母である贈皇太后藤原嬉子の

位置を有名無実化することに他ならなかつた。

後冷泉天皇にすれば、藤原歙子の立后も（章子内親王自身の気持ちはどうであれ）自らの皇太子の地位を確固たるものにしてくれた章子内親王の皇太后転上も本意にかなうことであつたらう。つまり、後冷泉天皇は（准母である皇太后章子内親王、嫡后である皇后藤原歙子という構成をもつた）自らの意にかなつた後冷泉天皇家をふたたび形成したのである。

逆に、禎子内親王を何の根拠もない太皇太后に転上させることは、贈皇太后藤原嬉子のいわば仇を取つたという意味で一矢を報いた思ひであつたものと想像される。またこの時、藤原寛子は皇后から中宮に横滑りするに止まつている。中宮から皇后へ移るのが一般的なことからすれば、これもマイナスの意味が込められていたのであらう。

このように考えれば、藤原歙子の立后が後冷泉天皇の死去の二日前に行われたのも、後冷泉天皇の執念を物語るものと言えるかもしれない。しかも、これは藤原頼通の政界隠退と藤原教通の関白就任という政治的大事件と連動して行われたものであつた。従来、藤原頼通は（外戚関係にない）後三条天皇の即位を目前にして関白を退いたと考えられているが、それならば、後三条天皇の即位と同時に関白の交替がなされればよい。

つまり、関白交替と藤原歙子立后は、後冷泉天皇の自らの血脈＝皇統を残したいという願いに対してまったく冷淡であつた藤原頼通への後冷泉天皇による最後にして最大の反撃であつたのではないだらうか。後冷泉天皇と藤原教通とは藤原歙子を介してかなり親密な関係が築かれていたものと思われ、後冷泉天皇は万感の想いをこめて藤原頼通を更迭し、自らの正嫡の妻後の父である藤原教通をその後任に任じたも

のと理解できる。

後冷泉天皇の執念に巻き込まれたかたちとなった禎子内親王は、直後に所生の後三条天皇が即位し、その祖母后としての地位を得たことに満足し、翌年陽明門院となった。それに対して、(准母として)後冷泉皇太后となった章子内親王は、来るべき馨子内親王の立后時に役割を果たさなければならなかった。

馨子内親王は章子内親王の同母妹ながら、すでに立場は姉とまったく異なっていた。後三条天皇は、当然のことながら、後朱雀天皇の正統を継ぐ者として天皇家を新たに構成することが予想され、事実、馨子内親王の立后(中宮)に際しては、かつて禎子内親王を意味のない太皇太后に追いやった皇后藤原歎子そのままに捨て置かれ、かつて禎子内親王に後冷泉天皇の母后の地位を与えた藤原寛子が(あらためて後冷泉天皇の嫡后と認定され)皇太后に転上した。

この時点までに章子内親王が皇太后を辞していれば、禎子内親王は恐らく太皇太后位を保っていたものと思われる。即ち、後三条天皇の実母にして皇位継承上の祖母后である太皇太后禎子内親王、皇位継承上の母后である皇太后藤原寛子、嫡后である中宮馨子内親王という完璧な構成を持った後三条天皇家が成立するのである。

藤原歎子がこの新天皇家から疎外されることを関白藤原教通は快く思わなかったであろうが、そうかといつて後三条天皇に対抗しうる皇子がいるわけでもないため、この問題から政治的な主導権争いといった対立は起こらなかったものと思われる。しかし、それとは別に章子内親王には後冷泉天皇の遺志を継がなければならないという意識があり、それが一見不自然に思える太皇太后転上に繋がったものと考えられよう。余言すれば、後冷泉皇太后たる章子内親王は、当然のことと

して後三条太皇太后に転上したのである。

以上、皇位継承上の世計から見ると不自然に思える章子内親王の后位転上の背景を検証してきた。それによれば、章子内親王の皇太后転上は、後冷泉天皇の立場をある意味で保護した役割に対して付与されたものであり、それは後の准母皇后の先觴ともなった。それに対して同時に行われた禎子内親王の(何の根拠もない)太皇太后転上は、生母藤原寛子への贈皇太后の意義を皇太后転上によって有名無実化した禎子内親王に対する一種の報復措置であった。

そして、章子内親王の太皇太后転上は、後朱雀天皇の正統なる後継者として新天皇家を構築しようとする後三条天皇の構想の一角を崩す行為に他ならず、それは後冷泉天皇の遺志を継いだ章子内親王のせめでの抵抗であったのである。そもそも、後冷泉天皇の死去直前に行われた立后は、先に立后した藤原寛子に対して藤原歎子を真の妻后として位置づけ、さらに章子内親王の母代わりのごとき役割に対して皇太后の地位を付与すると同時に、禎子内親王を後冷泉天皇家から排除することであった。重要なことは、この背景に後冷泉天皇の藤原頼通への恨みが感じ取れることである。

従来、藤原頼通と禎子内親王・後三条天皇との不和は認識されていたが、以上の経過を見る限り、藤原頼通と禎子内親王の間には一定の妥協が成立し、対立関係にはなかったことが看取できる。それに対して、藤原頼通と後冷泉天皇との不和は言われたことがないが、本節の考察による限り、相当根深い対立があったものと思われる。

こうした対立は、当然のことながら後冷泉朝の国政運営にも現れたであろう。従来、藤原頼通による後冷泉朝の政務運営に問題があったと指摘されたことはないが、右に述べたような対立を考慮しつつあら

ためて検証すれば、従来とは異なる分析結果が得られることが期待される。本稿の分析結果を見れば、それぞれの后位の意義を考へることにより、その背景にある政治的対立が見えてくることが実感できよう。

おわりに

以上、四節にわたって后位の意義について検証してきたが、それを総括すると次のようにまとめられよう。律令国家は、当初、皇権を天皇のみならず太上天皇や七員の令制中宮にも担えることとしたが、平安時代になると天皇のみが皇権を担う単純明瞭なシステムに移行し、それにもなつて令制中宮も四后制（太皇太后・皇太后・皇后・中宮）に落ちつき、表面的には名譽的地位となつた。

ただ、后位は天皇との関係によつて決定したため、四后の構成が、いまどのような皇位継承が構想され、現天皇（および皇太子）がその中でどのような位置づけにあるかということを示すものとなつた。平安初期に創始された一后一職司制は后位の名目化を象徴するものと考えられがちであるが、実際の複雑な皇位継承を単純な直系継承に擬制的に変換する重要な機能を付与されていたと理解すべきであり、それは即ち、后位に付与された役割が平安初期に明確な意図をもつて変革されたことを物語つていよう。

その結果、誰がそれぞれの后位にあるかということが極めて重要視されるようになり、実際の皇位継承の状況が複雑さを増すと、存命の后のみならず贈后までもが重要な機能を果たすことになつたのである。また、誰がそれぞれの后位にあるかは、その時々の政治勢力の様相によつて変わり、その様相が変わるごとに后位に新たな意味が付け加わ

ることもあつた。その代表例が皇子内親王の本来的な原則に反する后位転上であり、妻后でありながらの皇太后転上はやがて准母皇后の慣行を誕生させるのである。

平安時代における后位は、令制当初に付与された権能は放棄したものの、その地位が天皇との関係によつて決定するため皇位継承の有り様を表現する機能を担つたのであり、平安時代的な皇権を規定し表現する重要な要素であつたと結論できよう。

註

- (1) 拙稿「太上天皇制の成立」〔史学雑誌〕九九―二、一九九〇年。
- (2) 拙稿「皇太后阿閉皇女について——令制中宮の研究——」〔日本歴史〕五一―四、一九九一年。なお、中国では、太后（皇太后もしくは太皇太后）が皇帝大権を行使し国政を行なう体制を「臨朝称制」と言うが、米田雄介「踐祚と称制——元明天皇の場合を中心に——」〔続日本紀研究〕二〇〇、一九七八年）は、皇太后阿閉皇女の即位前の行為を「称制」と見做している。本稿もこれらに倣い、令制中宮が天皇大権を行使する体制を「称制」と表現する。また、中国では太后が臨朝称制を止め国政を皇帝に帰すことを「帰政」と言い、本稿もこの表現を用いる。
- (3) 岸俊男「光明立后の史的意義——古代における皇后の地位——」〔一九五七年初発表。のち「日本古代政治史研究」塙書房、一九六六年）など。
- (4) 橋本義彦「中宮の意義と沿革」〔一九七〇年初発表。のち「平安貴族社会の研究」吉川弘文館、一九七六年）。
- (5) 橋本義彦「女院の意義と沿革」〔一九七八年初発表。のち「平安貴族」平凡社、一九八六年）。

(6) 「魚魯愚抄」下巻之一(史料拾遺本)二三六―三三七頁。

(7) 塚野重雄「井上内親王の子」(『古代文化』二八―一一、一九七六年)参照。

(8) 井上内親王の復位については、通常、桓武天皇がその霊を慰めようとしたものと考えられており、同時に早良親王が追尊されているのもこの考えに有利であるが、他戸親王は庶人のまま親王にも復されなかったたであり、筆者は右の想定にも一抹の疑念を覚える。

(9) そうだとすれば、嵯峨朝では平城太上天皇と嵯峨天皇が共治体制を取り、時期を見て高岳親王が即位することが予定されたものと考えられる。ただこの場合、平城・高岳間で強固な政権の継続性が形成されるが、それと反比例して嵯峨天皇の立場は極めて不安定なものにならざるをえない。実際に同じ状況に置かれた淳和天皇は一貫して恭順の態度を取ったものの、平城太上天皇が独善的な行動を取った嵯峨朝においては、嵯峨天皇を支持する官人たちは心穏やかではなかったであろう。

(10) 淳和天皇が即位した弘仁十四年(八二三)には正子内親王はまだ一四歳であり、これ以前の婚姻は考えにくい。

(11) 梅村恵子「天皇家における皇后の位置——中国と日本との比較——」(伊東聖子・河野信子編『女と男の時空——日本女性史再考』IIおんなどとおとの誕生——古代から中世へ、藤原書店、一九九六年)三一―一頁。
天皇生母としての三后に着目した論考としては、他に服藤早苗「王権と国母——王朝国家の政治と女性——」(『民衆史研究』五六、一九九八年)や西野悠紀子「九世紀の天皇と母后」(『古代史研究』一六、一九九九年)などがある。

(12) 「本朝皇胤紹運録」による。ただ、『日本後紀』弘仁三年(八二二)五月癸酉条に「妃二品朝原内親王辞職、許之」とあり、同月癸未条に

「妃四品大宅内親王辞職、許之」とまったく同文で見られることよりすれば、前述した酒人内親王と能登内親王の例と同じく、『本朝皇胤紹運録』が甘南美内親王と大宅内親王を取り違えたことも容易に想定しえる。しかしながら、平城天皇の妃に三内親王が立てられていた、もしくは大宅内親王が嵯峨天皇の妃であったとも考えられるため、暫時このままにしておく。

(13) 平城天皇の場合は、前述のごとく高岳親王らを非皇后所生子とするための贈后だったとすれば、存命の皇后を冊立することは不要であり、その意味で藤原帯子は適任であった。特に、朝原内親王は聖武天皇の曾孫であり、その皇后としての存在自体が危険であったとも言えるからである。見方を変えれば、聖武天皇の血脈がこの時点まで存続していたこと自体が特筆すべきことと言える。

(14) 津田京子「女御・更衣」の成立について(『奈良古代史論集』二、一九九一年)参照。なお、女御制に関しては、柳たか「日本古代の後宮について——平安時代の変化を中心に——」(『お茶の水史学』一三、一九七〇年)では、令制の後妃と女御との関係の変遷が分析され、女御に定員がなかったという指摘もなされている。また、玉井力「女御・更衣制度の成立」(『名古屋大学文学部研究論集』五六、一九七二年)は、所生皇子の観点から分析を試みている。

(15) その意味で、醍醐朝で皇太夫人藤原温子が没し、女御の藤原穩子が立后して以後、皇后の冊立が常態となるのは、醍醐朝が仁明朝に次ぐ画期であったことを示している。

(16) 因みに、円融天皇は正暦二年(九九一)に三三歳で没したのに対し、花山天皇は寛弘五年(一〇〇八)に四一歳で没している。

(17) 目崎徳衛「円融上皇と宇多源氏」(一九七二年初発表。のち『貴族社

会と古典文化」吉川弘文館、一九九五年。

(18) ただし、昌子内親王も讓位後の誕生であり、皇子女に恵まれる気配があまり感じられなかったのは事実であろう。

(19) 憲平親王は第二子で、庶出の広平親王が第一子となっているが、同年の生まれである。

(20) たしかに『栄花物語』には、村上天皇が藤原実頼の奏問に答えて非常の場合には守平親王を皇太子に立てよと命じたところがあるが、この非常の場合には村上天皇の死去ではなく、皇子誕生がないまま冷泉天皇に異変があった場合と考えるべきであろうし、意中の為平親王に関しても、村上天皇は冷泉天皇の即位後速やかな立太弟を望んだわけではなからうと思ふ。

(21) 康保四年(九六七)の守平親王の立太弟を契機として始まった皇統の分裂は、冷泉系皇統の後継者である敦明親王(三条天皇皇子、後の小一条院)が寛仁元年(一〇一七)に一条朝の皇太子を辞退したことにより終息した。

(22) 三条天皇には二人の同母弟があったが、彼らは(自らの外孫たる皇子を手中にした)道隆や道長にとつてすでに何の価値も有さなかった。

(23) 後朱雀天皇の即位にともない親王宣下を受けた時、親仁親王は一二歳、尊仁親王は三歳であった。

(24) 藤原敏子は皇位継承上においては後三条天皇の母后たる皇太后(『白河天皇とは直接関係を持たない后位』)であり、後冷泉天皇の皇后から転上する意味はまったくない。

(25) 『勅仲記』正応五年(一二九二)九月九日条を参照。

(26) 『中右記』永久二年(一一一四)十月一日条の崩伝、『扶桑略記』寛治

七年(一一〇九三)二月廿二日条を参照。

(27) 嘉陽門院(礼子内親王)・明義門院(端子内親王)もいたが、正式な准母ではないため考慮する必要はあるまい。

(28) 角田文衛『後冷泉天皇の皇子』(一九七一年初発表。のち『王朝の明暗』東京堂出版、一九七七年)参照。

(29) 章子内親王に期待された役割は、親仁親王(後冷泉天皇)の皇太子たる地位が確固たるものであることを親仁親王自身と周囲に明示することであったと想像される。

(30) ただし、准母皇后の皇后という后位に関しては、皇太后となれば先代天皇との関係が生じることとなるが、章子内親王が後朱雀天皇との関係はまったくなかったように、媞子内親王は白河天皇の皇女であつて妻后ではない。そこで、先代天皇との関係が生じることがないように、准母でありながらその地位を皇后としたものと考えられる。